

働きながらお母さんになるあなたへ

職場でつらい思い、していませんか？

「赤ちゃんが生まれる！」という嬉しい思いと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児という大きなイベントを迎える不安の両方を抱える大変なママさんたち。

会社の皆さんもあなたの妊娠・出産を祝福してくれていますか？

1年契約で更新されてきたが、妊娠を伝えたら、「次の契約更新はしない」と言われた。

妊娠を報告したら、「退職してもらおう」と言われた。



上司から、「産休・育休は認めない」と言われた。

正社員なのに、妊娠したら「パートになれ」と言われた。

....

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益な取扱いとは、法律※で禁止されています。お困りの方は**雇用環境・均等室**までご相談下さい。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

例えばこんなことを理由として

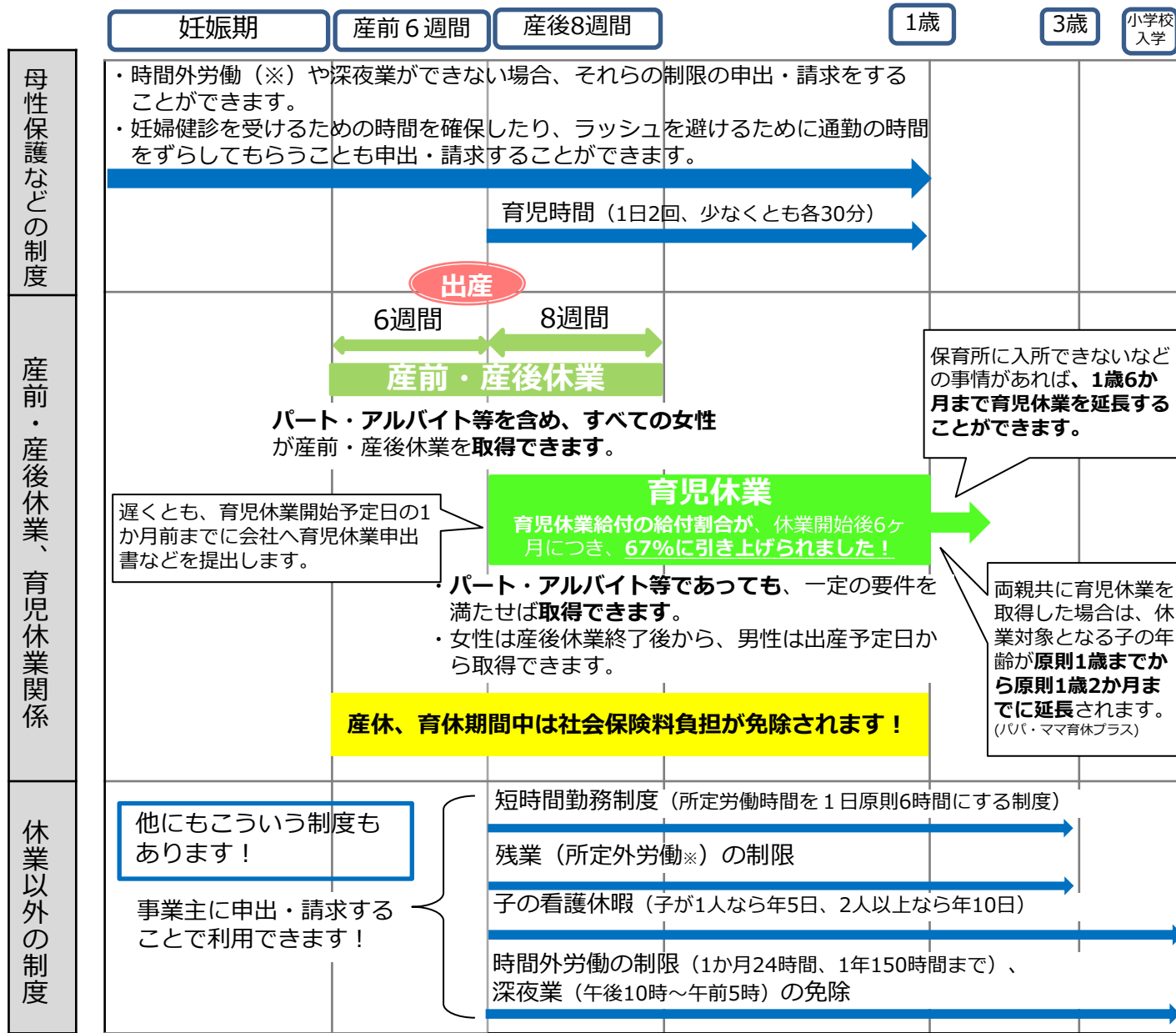
- ・妊娠した、出産した
- ・妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ
- ・つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- ・産前・産後休業をとった
- ・育児休業をとった
- ・子どもが病気になり、看護休暇をとった
- ・育児のため残業や夜勤の免除を申し出たなど。

こんな取扱いを受けたら法違反です

- ・解雇された
- ・退職を強要された
- ・契約更新がされなかった
- ・正社員からパートになれと強要された
- ・減給された
- ・普通ありえない様な配置転換をされたなど。



妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度はたくさんあります！



※時間外労働：労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。
残業（所定外労働）：会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

三重労働局雇用環境・均等室へご相談を！（匿名でも大丈夫・相談は無料です）

〔受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）〕

〒514-8524

津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 ☎059-226-2318

- ★都道府県労働局雇用環境・均等室とは？
- ・男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法の施行、これらの法律の周知、履行確保等を行う国の機関です。
 - ・労働者や事業主の方々からの相談の受付、適切な雇用管理がなされるよう事業主への報告徴収や是正指導を行っています。
 - ・労働者と事業主の間に上記法律に関するトラブルが起きた場合は、労働局長による援助や調停会議も行っています。